

生駒市地域林政アドバイザー業務仕様書

1. 委託業務名

生駒市地域林政アドバイザー業務

2. 委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3. 事業目的

民有林行政において、市町村の役割は、平成 10 年の森林法改正における市町村森林整備計画制度の拡充や森林施業に関する権限委譲など、年々重要性を増し、内容も高度化している。平成 28 年の森林法改正では、所有者・境界不明に対応するための林地台帳の作成や、平成 31 年度からは森林経営管理制度が創設され、また同年には森林環境譲与税の譲与が開始され、森林経営管理制度下での森林整備を始め、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の取組を各市町村が地域の実情に応じて実施できることとなり、市町村の役割はさらに重要となっている。

一方、本市の森林行政の体制は、専任の林務担当者が不在であり、専門的知見を有する者も限られ、マンパワー・知識ともに不足している状況にある。令和 6 年度から開始する森林環境税の課税を踏まえ、森林環境譲与税の用途についてしっかりと説明責任を果たすとともに、令和 5 年度に策定した森林整備方針に掲げた施策を推進していくため、専門的な知見を持つ地域林政アドバイザーの活用により、本市森林行政に係る施策の推進体制の強化を図るものである。

4. 地域林政支援活動の内容

- ①生駒市森林整備計画及び生駒市森林整備方針の推進に係る業務
- ②森林経営管理制度に係る事務の指導・助言（意向調査に係る支援業務）
- ③危険木等の伐採の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- ④里山林の整備に係る指導・助言（現地確認、事業体指導）
- ⑤森林ボランティア団体の担い手育成に係る支援業務
- ⑥森林資源の利活用に係る支援業務
- ⑦民有林における地籍調査、境界明確化活動に係る支援業務
- ⑧森林 GIS 及び林地台帳システムの整備・メンテナンス業務（新たな土地所有届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新）
- ⑨伐採届等に係る支援業務

5. 業務の進め方

業務委託期間内において、生駒市の森林行政の推進に必要な業務を推進するものとする。

業務実施に際しては、契約締結後に速やかに十分な打合せ協議を行いながら対象業務を進めていくものとする。なお、市が所有するデータについては可能な限り提供する。

6. 履行場所

生駒市農林課内にて、アドバイザー業務を履行するものとし（週１日程度）、その他は、受注者の執務室及び生駒市内にて実施。

7. 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、生駒市の指示に従うこと。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者と協議し承認を得ること。

(4) その他留意事項

本業務成果物については、明白な成果を示すことが出来ない取組もあるため、取組過程や取組に要した内容、人員の記録、出務等により結果を判定するものとする。

本市は、本業務の内容の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて業務の遂行に当ること。

(5) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について生駒市と受託者間で協議し内容を共有するものとする。